

北海道景観審議会

第 49 回会議 議事録

と き 令和 2 年(2020 年) 8 月 24 日 (月)
13 時 30 分～15 時 00 分
ところ 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
かでの 2・7 710 会議室

出席委員 (R 2. 8. 24)

秋山 敦子
大西 希
小篠 隆生
岸本 太樹
高橋 真美
二宮 直輝
長谷山 裕一
檜澤 肇
松田 裕子
村田 周一
村田 徹哉
森 朋子

計 12 名

1 開会

○伊藤課長補佐 ただいまから第 49 回北海道景観審議会を開催します。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます、北海道建設部まちづくり局都市計画課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日は委員総数 15 名中 12 名の委員の御出席となっておりますので、北海道景観条例第 35 条第 2 項の規定による開催要件を満たしていることを御報告いたします。

なお、本日の配席につきましては、新型コロナウイルス拡大防止のため、会場の都合による配席となっておりますことを御了承願います。

それでは開催にあたり、北海道建設部まちづくり局角原都市計画課長から御挨拶を申し上げます。

○角原都市計画課長 北海道建設部まちづくり局都市計画課長の角原と申します。事務局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、全道各地からお集まりいただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6 月に開催いたしました前審議会では書面開催、そして今回の審議会では、マスク着用等の感染対策を講じておりまして、委員の皆様には御不便お掛けしておりますが、御了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年度は当審議会委員の改選期でございます。7 月 1 日より、新たに委員を 5 名、再任の委員につきましては 8 名、合計 13 名の方々に御就任いただいております。

本日の審議会では、委員改選に伴う会長及び副会長の選出や、審査部会員の指名を行うほか、道内市町村における景観行政団体への移行状況について御報告させていただきますので、忌憚のない御意見等をくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、北海道における良好な景観形成のため、お力添えをいただくことに心から感謝申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

○伊藤課長補佐 続きまして、当審議会は 7 月 1 日付で委員の改選がありましたので、御出席いただいている委員の皆様と事務局を御紹介させていただきたいと思っております。

名簿の順に、御紹介いたします。

初めに、公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区会員、秋山敦子委員でございます。

- 秋山委員 よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、鶴雅リゾート株式会社常務取締役、大西希委員でございます。
- 大西委員 よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、北海道大学大学院工学研究院准教授、小篠隆生でございます。
- 小篠委員 小篠でございます。よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、北海道大学大学院法学研究科教授、岸本大樹委員でございます。
- 岸本委員 岸本でございます。よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、一般社団法人北海道建築士会ヘリテージマネージャー特別委員会委員、高橋真美委員でございます。
- 高橋委員 よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、一般社団法人網走観光協会専務理事、二宮直輝委員でございます。
- 二宮委員 二宮でございます。よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、函館市教育委員会生涯学習部文化財課長、長谷山裕一委員でございます。
- 長谷山委員 長谷山でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、一般社団法人北海道開発技術センター調査研究担当次長、檜澤肇委員でございます。
- 檜澤委員 檜澤です。よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、後志フラワーマスター連絡協議会会長、松田裕子委員でございます。
- 松田委員 松田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、高野ランドスケープ株式会社代表取締役、村田周一委員でございます。
- 村田(周)委員 村田です。よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 続きまして、札幌市立大学デザイン学部准教授、森朋子委員でございます。
- 森委員 森です。よろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 一般社団法人北海道屋外広告業団体連合会理事、村田徹哉委員でございます。
- 村田(徹)委員 村田です。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 伊藤課長補佐 なお、本日は、北海道大学大学院農学研究科准教授 愛甲委員、株式会社丸勝専務取締役 梶原委員、株式会社ニセコプロジェクト 吉田委員が欠席となっております。

すことを報告いたします。

続きまして、事務局側の職員を紹介させていただきます。

○後藤景観係長 景観を担当しております後藤です。よろしくお願いいたします。

○前川主査 広告を担当しております前川です。よろしくお願いいたします。

○太田主任 広告を担当しております太田です。よろしくお願いいたします。

○小林主事 景観を担当しております小林です。よろしくお願いいたします。

○伊藤課長補佐 どうぞよろしくお願いいたします。

次に本日の日程でございますが、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただき、15時を目処に終了したいと考えておりますので、御協力くださいますようお願いいたします。

次に資料の確認でございますが、次第がありまして、その後ろに資料1、2、3となっております。不足しているものがございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。

2 議事

(1) 議案第1号 会長及び副会長の選出について

○伊藤課長補佐 それでは、次第の3、議事(1)議案第1号、会長、副会長の選出についてであります。こちら北海道景観条例第34条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は委員の互選によって選出することとなっております。

先ず会長が選出されるまでの間、慣例に従いまして、事務局で議長を務めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○伊藤課長補佐 ありがとうございます。

○角原都市計画課長 会長が選出されるまでの間、私が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

これより会長の互選を行います。委員の皆様から何か御意見はございませんでしょうか。

○岸本委員 はい。

○角原都市計画課長 岸本委員、どうぞ。

○岸本委員 岸本でございますが、昨年度に引き続きまして、専門的知見が豊富で議事進行が極めてお上手である小篠委員に、引き続き会長職をお引き受けいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

○角原都市計画課長 ただいま「小篠委員」という御意見をいただきました。他に御意見がなければ、小篠委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○角原都市計画課長 ただいま、異議なしというお声をいただきましたので、小篠委員に会長お願いしたいと思います。

これを持ちまして、議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

これ以降の議事進行につきましては、小篠会長にお願いしますので、会長席に御着願います。

○小篠会長 ただいま会長に任じられました小篠でございます。

前回から引き続き委員になられた方と、今回から新しく委員になられる方といらっしゃるわけですが、前回の審議会でかなり大きな変革をしたと感じております。これは、事務局の御努力もありましたし、その時の委員の方々の御努力もあったわけです。

平成 20 年に景観法を元にして景観形成ビジョンが景観計画と同時に作られたのですが、その改定の時にちょうど当たったわけでございます。そのものは、都市計画の分野の中に存在しておりますが、「景観」というような形で見てみますと、必ずしも都市計画の分野だけで「景観」を語っているわけではないですし、道の中においても、都市計画の中だけの施策でやっているわけでもないということがあります。

そこで、景観形成ビジョンを反省する、課題を抽出する中で、「景観」という施策は、地域浸透していかなく、この審議会で様々議論しているのですが、それだけではなかなか足りないのではないかというようなことがございます。

それで、今日も最後の御報告にあると思いますが、いわゆる景観施策と関連施策というものをどういうふうに見ていったらいいだろうかということで、この新しい景観形成ビジョンは、道あるいはその市町村の中で行われている関連施策を全ていったん洗い出して、その中で景観に関連するものは紐づけして、お互い協力できるところは協力していこうじゃないかと。

こちらから、情報提供できるところは情報提供し、あるいは向こうで何か望んでいることがあれば、そういったものをこちら側の方で様々な提案をしたりというようなことをしていくような、流動的な流れをつくりたいということで、ビジョンの改訂をさせていただきました。

かなり議論になり、「そんなこと出来るのか」というような話もございましたが、事務局の

努力によって2年目ということになり、進行しているという段階でございます。

新しい期に入りまして、その流れというものを顕示していきたいですし、これからその流れをどういうふうに確実なものにしていくのか、審議会の大きな役割の一つと考えている次第でございます。

「景観」について様々動きが出てきておりまして、新しい課題等も出てきておりますし、各市町村におかれましては、景観行政団体に移行したいというような形で考えてらっしゃるところもあると聞いております。

そういったことも含めて、北海道の景観の質を上げていくためにどうすればいいかというようなことを、皆様方と一緒に審議しながら、実行に移せていければと思っておりますので、微力ではございますけれども、皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副会長の互選を行うのですが、会長の指名ということで、前期に引き続き、今日御欠席の愛甲委員に、副会長職をお願いしたいと思っておりますが、皆様方いかがでございますでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○小篠会長 ありがとうございます。

それでは、副会長は愛甲委員をお願いしたいと思います。愛甲委員には事務局の方から、御連絡していただければというふうに思っております。

第2号 部会員の指名について

○小篠会長 では、早速、次の議案に入っていきたいと思っております。

議事の議案第2号、部会員の指名ということになりますが、部会について説明を事務局からお願いいたします。

○後藤景観係長 景観の方を担当しております後藤です。部会について、私から御説明させていただきます。

今、正面の画面にも出ておりますパワーポイントで御説明いたします。お渡ししている資料では、後半の2枚がこのパワーポイントの資料となっており、スライド番号3番となります。

景観審議会の部会員は、景観条例第36条に基づいて部会を設置しております。

今年7月の改選に伴い部会に属すべき委員を会長が新たに指名することになっており、「審査部会」と「景観行政との関連施策との連携に関する特別部会」の二つ部会を設置しております。

この部会は、要領に基づき5名以上7名以下で組織することとなっております。

まず、「審査部会」について御説明させていただきます。審査部会は、景観形成基準に適合しない行為に対して、景観法に基づく「勧告」若しくは「命令」を行う際、景観条例第24条の規定に基づき、審議会の意見を聞くこととしております。手続き上、景観法に基づく届出が提出され、それを受理して30日以内に回答をしなければならず、その間に市町村への意見照会も行いますが、基準に反する建築物等があった場合につきましては、その30日間に審議会を開催して意見等をいただかなければならないため、迅速に処理しなければならないため、会長が指名した委員の方々に部会員に御就任していただき、それを審査する審査部会を設置します。

事務としては、法第16条第3項の規定による勧告に関する事項、17条第1項の規定による変更命令に関する事項、第17条第5項の規定による原状回復命令に関する事項の権限を持っていることとなっております。

続きまして、「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」について、御説明いたします。こちらは、先ほど会長から御説明があったとおり、北海道景観形成ビジョンの重点的な取り組みと位置付した「基本方針1 関連施策との連携により目指す良好な景観づくり」に基づく、関係部局の施策との連携に関する取り組み方法について、調査や検討を行うための部会となっております。

こちらの部会につきましては、事務局で調整していく過程で、特別部会に御意見をいただくこととしています。詳細につきましては、後程、その他の報告の部分で御説明させていただきたいと思っております。

これらに係る条例等につきましては、抜粋して下線を引いてる箇所となっております。

以上です。

○小篠会長 はい。どうもありがとうございました。

部会は、2種類あります。「審査部会」は法規に基づいてどうするのかを決めていくのですが、特別部会は、先ほども申し上げたとおり、景観形成ビジョン改定に伴う、様々な関連施策を引っ張りだしながら、それについて、どのような助言、審議会としてどのようなことをやっていこうかということを考える機能的に動かす部会であり、景観形成ビジョンにとっては、非常に大事な部会で新たに前回作られたものとなっております。

それです。審査部会の指名ということで、次の方をお願いしたいと思っております。この審査部会は、性質上、学識の先生方に入っていただくような形で組織した方が良いと思っておりますので、まず愛甲哲也副会長を副部長とさせていただきます、それから森朋子委員、岸本大樹委員、そして檜澤肇委員の4名の方をお願いをしたいと思っております。学識の先生方それぞれの専門的な見地から、審議に当たっていただきたいと考えている次第でございます。

す。

一方、特別部会ですが、私を補佐していただく副部会長は愛甲哲也委員に、様々各地から見えている委員の方々にも入っていただきながら、議論を機動的にしていきたいと思っております。まず、秋山敦子委員、それから大西希委員、高橋真美委員、長谷山裕一委員、村田周一委員という6名に入っていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○小篠会長 よろしくお願ひいたします。

なお、両部会とも部会長は私が務めさせていただきたいと思ひます。

部会員の交代が生じた場合は、改めて私の方から指名をさせていただきたいと思ひております。よろしいでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○小篠会長 それでは、今、名前挙げさせていただいた委員の方々、どうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 報告 道内市町村における景観行政団体への移行状況について

○小篠会長 続きまして、議事の2つ目、道内市町村における景観行政団体の移行状況について、入っていきたく思ひます。これは、まず事務局の方から説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○後藤景観係長 こちらの資料2について、パワーポイントで御説明します。

この度、報告ということで、議題に出していますが、こちらは前回の書面開催した第48回景観審議会にて、市町村における景観行政団体への移行状況に関し、御意見及び御質問をお受けしており、青い四角の枠の中に書かれている2件であります。あわせて、毎年4月、全道市町村に調査を実施していますので、それも含めて状況等を御報告いたします。

今回は、新たに委員5名が代わられていますので、まず景観行政団体について御説明させていただきます。

景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政事務を処理する地方公共団体のことで、法の中では政令指定都市及び中核市、それ以外の区域を都道府県が位置づけられています。また、そのほかの市町村については、知事と協議を行って、景観行政団体に移行していくことが可

能としております。青い枠の中に法第 98 条について記載しております。景観行政事務とはどういうことが出来ることを、緑の枠で囲っております。その他の市町村につきましても、景観法に基づき実施できる部分がオレンジの枠で囲っています。景観地区、準景観地区等の 4 つ記載しているのですが、この 4 つに関しては、通常の市町村でも出来ることとなります。

景観行政団体に移行しないと出来ない部分につきましては、景観計画が主な一つの大きな項目になっております。法第 16 条に該当する部分で、景観法に基づき、景観計画の中で基準をつくり、それに基づいて届出・勧告等そういった手続きが出来ます。その他、景観重要建造物と景観重要樹木の指定、景観重要公共施設に関すること、景観協定、これは景観計画の中で定めることとなります。その他は、景観協議会、景観整備機構があります。この景観整備機構とは、景観行政団体が指定することとなっており、景観重要建造物や樹木を管理していただくこともでき、北海道では、北海道建築士会を指定しています。政令市の札幌市も同じく北海道建築士会、函館市では N P O を指定しています。景観計画の特徴的な部分を抜粋し、赤文字が主な部分となります。

続きまして、景観計画に定めなければいけない必須事項や、定められる事項、定めるように努める事項ということについて説明していきます。必須事項の「景観計画区域」についてですが、景観行政団体に移行してない市町村を道がカバーしています。その他に、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、これは高さや形態意匠、色などを定めることとなります。その景観計画区域について、参考にするための図面を御用意いたしました。一般的に都市計画区域は「都市計画法」に基づく制限等がありますが、景観計画区域は、都市計画区域以外の農産業村のような場所も含めた全域にかけて、その中にエリアを設定して地域の特色にあわせた高さ、形態的意匠関係、色などの基準を定め、建物や工作物、開発行為の制限をしていくことが可能になります。

先ほど言った景観地区は都市計画区域として、強制力がある規制をかけることが出来ます。あと、準景観地区は、その都市計画区域外の地区に設定して、景観形成に配慮させていくという手法もあります。

北海道と市町村との景観形成基準の違いですが、北海道の景観計画は「最低限の基準」という記載をしていますが、北海道の標準的な基準を設定であり、広域的に景観を形成していくための基準になっています。道で定めている基準につきましては、一般区域で全域をカバーした基準、その他に羊蹄山麓を中心とした市町村エリアで構成する広域景観形成推進地域、そこは一般区域より基準を強めています。ここで記載している図は、道では広域的な基準で設定しているため、このようなものに関してはフィルターをかけていくことが出来ますが、標準的・最低基準的な網なので、取りこぼれていくということがあります。しかし、市町村がより細かなエリアで基準を設けていくことで、地域の特色に応じたきめ細やかな規制・誘

導等が可能になっていきます。そのため、市町村の景観行政団体の移行について、促進していきたいという現状にあります。

次に、こちら景観行政団体の移行に関するフローということで、スケジュール等を書いています。図の真ん中から上部がそんなに時間がかからないように見えますが、地元住民との協議し、合意形成しながら進めるため、すごく時間がかかります。「地域の特色に応じてこのような基準を設けましょう」や、「こうしたらより今の現状を保存していけるんじゃないか」等、そういった地域の声を反映しながら話し合いを進めていくため、1年以上、期間を要します。そして法定手続きにもう1年ぐらいかかります。地域によっては5年かかります。地域との合意形成を図る際、じっくり時間をかけると、よりよいものが出来ると思います。また、地域の方々が納得していただけるかどうかがありますので、そういった部分で時間を要していく場合もあります。過去の状況を見て、最短でも大体2年から3年ぐらいが目安です。

まず、景観法に基づき条例の制定があります。それにより景観行政団体に移行することとなります。景観計画につきましても、同時に作業的には進めていくのですが、その後、法定手続き等がありますので、景観計画の策定はそのあとになります。その間は、北海道の基準に準じて、景観行政事務を進めていただき、景観計画を策定後、地域の特色があった景観計画により景観を保全していくこととなります。

それでは、道内市町村における景観行政団体への移行状況について、御説明させていただきます。「2 景観行政団体への移行状況」についてですが、これから御説明する内容は今年4月1日の調査結果に基づき、御報告させていただきます。

景観行政団体への移行状況は、令和2年4月1日現在、道内の景観行政団体は17市町村、移行していない市町村が162市町村、その内、意向有りが7市町村、検討中が10市町村、意向なしが145市町村で、大半が意向なしの状況になっております。参考までに、平成28年度の調査では、景観行政団体は16市町村、意向あり1市町村、検討中が16市町村、意向なしが146市町村とあまり大きな動きはない状況になっております。

「意向なし」の回答では複数回答ありということで、報告していただいている内訳になっております。「道の条例で十分」という市町村が70%、「景観が阻害されるような問題が生じていない」と判断されているところが54%、47%が「職員の必要な体制確保できない」、いわゆる「その業務を行わせるための人員がない」というような回答となっております。また、会議や勉強会などにより補うことは可能と思われませんが、33%は「ノウハウが不足している」との回答もあり、自主条例や要綱、もしくは自然公園法や北海道遺産、ラムサール条約のような他法令等と景観法に基づかない手法によって景観を保全しているという回答もあります。

その他に、景観形成を進めるべき場所が景観法よりも強固な規制に保全されている、例えば「日本で最も美しい村」連合に参加して独自の景観保全について取り組んでいる」といったものもあります。景観行政団体以外の市町村の景観形成の取組ということで、前回いただいた意見の「景観行政団体ではない市町村が、こういった取り組みをしているのか」について、御回答となります。

市町村の取組状況としましては、自主条例やガイドライン等を策定している市町村が 46 市町村、策定していない市町村が 116 市町村あるという内訳になっております。5年前の平成 28 年度との比較してみますと、自主条例を策定している市町村は 37 市町村が 46 市町村に、増加はしている傾向となっております。

景観に関する独自の取り組みですが、緑の部分の「取り組んでいない市町村」は、全体の 51%の 83 市町村あります。「取り組んでいる市町村」が 72 市町村で 45%、「無回答」が 7 市町村で 4%という内訳になっております。取り組んでいる内容としましては、「住民参加による公共施設の緑化について地域住民やNPOと協力して取り組んでいる」や、「フットパスや景観のツアーなどの取り組みを行っている」というものがあります。取り組んでいない理由としては、「取り組みたいが他の課題が山積みで取り組みが出来ない」、「守るべき景観資源がない」というような回答になっております。実際、取り組んでいるガイドラインや条例について、それぞれの市町村で回答していただいているものを、次の 3 ページにわたって記載しておりますので、御参考までに見ただければと思います。

この他に、景観法に基づく景観地区を定めた市町村として倶知安町、ニセコ町、富良野市、こちらは条例により、より強い規制を設定して取り組んでいます。8月1日には、富良野市が景観行政団体に移行しており、ここに記載している「富良野らしさの自然環境を守る条例」に関してはすでに廃止となっております。

続きまして、8月1日現在の取り組み状況について、報告させていただきます。先ほどまでは、4月1日時点での御説明ですが、富良野市が景観行政団体になりましたので、8月時点では1%増の10%となっております。

さらに、景観行政団体への移行を目指す市町村ということで、7市町村から御報告を受けております。前回の御報告では4市町村ということで市町村名を出していたのですが、今回は千歳市を加えて5市町村と、その他に2市町村ということになっております。この2市町村は、まだ内部調整で取り組んでいるため、外向きの公表がまだ出来ないということで、市町村名は伏せさせていただいています。トータル7市町村と調整を図りながら進めているところであります。特に「千歳市」、「伊達市」、「洞爺湖町、この3市町については、来年度に施行するため、活発に取り組まれている市町となっております。

次に、その他の市町村につきましては、会議や市町村との打ち合わせの際、景観行政団体

への移行について検討していただくように働きかけているところですが、実際のところ市町村からの回答では、「策定するための予算や人員が足りないため、なかなか難しい。」という回答が多く、予算関係に関する部分等で支援等の取組は困難であるため、他の事例を用いながら、実際取り組むにあたっての助言というようなことを行い、少しでも景観行政団体の方に移行出来るよう、支援して働きかけている状況であります。

以上です。

○小篠会長 最後の地図は何なのでしょう。

○後藤景観係長 すみません。最後の地図について御説明します。この緑の区域全てが現在道で管理しているエリアとなっております。緑の濃いエリアにつきましては、先に御説明しています「広域景観形成推進地域」ということで、他の地域よりも規制を厳しくしている地域となっております。白抜きのところが、景観行政団体に移行している市町村です。白抜きの地域が増えていくことで、よりきめ細やか基準がつくられて、良好な景観を守られていくこととなるのですが、現状としては10%が景観行政団体に移行した市町村、その他90%は道で基準を設定して取り組んでいる状況となっております。

以上です。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。今の説明について、御意見、御質問等あればお願いしたいのですがいかがでしょうか。

景観行政団体に移行するかしないかという視点から見た時には、あまり過去と変わってないように見えるけれど、最近では、移行しようかなという市町村が少し増えてきている傾向にもあるというところかと思えます。

御説明のとおり、景観行政団体に移行しなくても、景観形成の活動はやれないことはなく、例えば、独自の条例やガイドラインを作るのですが、その動きの多くは、いわゆるグラスルーツの動きを支援しようというか、市民活動だとかそういったようなところの中で、景観形成を図っていくためにはどうすればいいのかというような取り組みが多くあるかなと思う。ところが、景観法に則った形で、景観行政団体が指定できる様々な決めごとというのは、例えば建築に関することだとか、樹木に関することだとか、或いは公共施設に関することなど、建築に関連する規定を作ることが出来るので、これは予測の域を出ませんが、グラスルーツでずっとやってきたが、やはり本質的なところをもう少し強めていかないと駄目かもしれないと思込している市町村が増え始めているのかもしれない。その本質的なところというのが建築であったり、そういう目で見える建造物について、どういうふうな景観的なコントロールする、したほうがいいのかというようなことを考えてというような流れになってきているかもしれない。検証してるわけじゃないですが、そのように見ることもできなくもないかなというふう若干補足させていただきます。

この前の書面開催の時、富良野市が移行したこともあり、こうした初動期の時にどうすればいいかっていうことは、他の市町村これだけ上がっているの、前例があるといえども、「審議会として何か支援できることを考えないで良いのか」というような意見があったこともあり、今日御報告願ったというところです。今後、何か景観行政団体のために支援をするというようなことだとか、新しく景観行政団体になったところもあれば、ずっとやってらっしゃる市町村もあるわけで、その辺の勉強会みたいな話も少し出ていましたが、何か予定はあるのですか。

○後藤景観係長 コロナ禍で、会議の開催はかなり厳しい状況下ではありますが、毎年、北海道開発局と共催で、景観行政団体とその他の市町村に声をかけて、2日間にわたって全道の会議を開催しています。

昨年、景観に関して興味を持っている景観行政団体以外の市町村も御参加していただく中で、どういった取り組みが出来るのか、移行したいと希望されている市町村も、どのような取り組みができるのか、もしくはこういう取り組みをするにはどうしたらいいかなど、会議2日目のワーキング時に、事前に提出していただいた議題に対し、グループワークを行っています。疑問や問題点、例えば住民との合意形成を図るためにはどうしたらいいか、そのための手法などを、グループワークをすることで市町村との繋がり等を深める機会を作っていこうということを目的として実施しています。

特に、景観行政団体に移行したいと希望しているが参加できない市町村については、議題を北海道が代行して、出席した市町村の皆さんに回答してもらうなどの支援も行っております。

この他に、洞爺湖町が景観行政団体への移行に向けて取り組んでいる委員会にオブザーバーという形で参加し、少しでもスムーズに景観行政団体に移行できるように取り組みを積極的に支援しています。

○小篠会長 いわゆる都市計画の範囲の中での景観行政の支援というふうに、各市町村が思っている訳でもないですね。

この辺の洞爺湖町や伊達市というのは、伊達市は都市計画を持っていますが、むしろ世界遺産関係をにらみながら、景観をちゃんと考えていかなければならないのですが、景観行政団体になった方が優位に遺産指定に働くのではないかと、そういう目論見もあって、考えられているというところがあって。

様々な市町村をめぐる動きみたいなのが、それぞれの市町村で持っている中で、景観というものに対する思いが少しずつ変わってくるというところではないかなと思うのです。

長谷山委員、いかがでしょうか。

○長谷山委員 はい、函館市の長谷山です。

今のお話の中で、世界遺産に絡んでというお話しでしたが、実は函館市も、景観行政団体に移行している状況ではあるのですが、世界遺産の関係で縄文遺跡群のエリアを、改めて規制を強化していく作業を考えております。そういう意味では、先ほど会長がおっしゃったように、色々な経緯・経過の中で、世界遺産というなかで、もしくは縄文遺跡群、もしくは史跡、そういった観点の中で景観行政団体に移行していくということがあるのかなと思います。

いわゆる都市計画があるから、史跡があるからではなくて、たとえば観光系、委員の中にも観光系の方がいらっしゃいますけれども、観光は非常に重要であるから、景観行政団体になって景観を守っていくとか、このコロナ禍という新しい経済状況の中で進めていくためにも景観計画を進めていくことも出来るのではないかと。色々な考え方といたしますか、進めていく経緯・経過は色々あると思いますので、それぞれの各市町の中でも、何が経過・経緯になるかということを探しながら、景観行政団体への移行について考えて行くことが重要なかなと、会長と後藤係長のお話を聞きながら思った感想でございます。

○小篠会長 どうもありがとうございます。そういう都市計画とは直接は関連しないのだけれども、地域の景観づくりは、違う動脈から見ていこうというような流れが色々起きてきている。

今、長谷山委員から少し話がありましたけれども、こういう状況になってさらにクローズアップされているその観光っていうことについて、どういう目線で、見ていかなきゃいけないのかということも、今までこの中で議論したことなかったと思いますが、これからニューノーマルというのが始まろうとしている中で、どういうふうに観光というものを位置づけなければならないのかという話を、大西委員に聞いてみたいと思います。

○大西委員 はい。ありがとうございます。鶴雅の大西でございます。

観光の目線からということですが、こうやって改めて見ると名前の言えない市町村も多いかと。普段、観光の業界にいますと、自分が認識している北海道の地域はすごく限られていると改めて見ながら思いました。

観光の目線から見れば、景観は守っていかなくちゃいけないもの。訪れるお客様にとっての価値という部分もありますけれども、外からビジネスとして入ってくる方々もいる中で、どのような形で守っていきたいかを示していくことが大事だと思いつつも、きっとこれだけの市町村があれば、恐らく観光をターゲットにしている意識のない市町村もあるのではないかと思います。

2日目のワーキングに皆様から課題を出されるとありましたが、どのような課題あったのか気になったのと、守るべき景観がないとおっしゃっていた市町村は恐らく地域が持っている魅力に気づけていないのだと思います。

会長がおっしゃっていたように、これからニューノーマルになる中で、一つの有名な観光地に大勢で集うというよりは、元々このような傾向はあったのですが、それぞれが魅力ある小さなコミュニティに人が分散していくような形に、大勢ではなく個人がそれぞれ観光地エリアに行くような形に、このコロナ禍で、今後、どんどん進んでいくでしょうし、そうあるべきだと思います。

観光の世界も、もう少し、今までとは違う観点で景観というものを考えていきたいと思えます。先ほどの課題でどのようなものが出たのか少し気になりました。

○小篠会長 ありがとうございます。

今の大西委員の御質問について、何か簡単に御披露できるものがありますか。

○後藤景観係長 昨年度の資料としましては、再生エネルギー関連に関する課題・議題あげられている市町村、景観整備機構を指定するにあたってどのような問題があるのか、これは景観行政団体以外の市町村からですが、景観法 16 条 3 項に規定する勧告や変更命令が実際あるのか、景観計画に基づく届出の効果はどのくらいあるのか、実際その策定にあたって、どのような手順を踏んでいけばいいのかなど、このような議題が出ております。

現在、今年度分の取りまとめをしており、これから調整するのですが、それはまだ外に出せるような状況ではないものなのでお時間をいただきたいと思えます。こちらも勉強会等で、データとか資料とか御用意出来れば、御報告したいと思えます。

先ほど観光系の話が出ましたが、世界遺産縄文につきましても、洞爺湖町、伊達市、千歳市が、どうやって文化的資産を保存していくのかという視点で、景観計画にどう保全していくのが課題の一つとなっています。

また、環境省が、国策の観光ビジョン関係の「満喫プログラム」、摩周湖周辺や阿寒湖周辺等での取り組みが行われている中、弟子屈町が景観行政団体への移行を目指し、取り組まれています。

倶知安町では、景観法が策定される以前から、周辺部分の景観に関する取り組みが行われており、景観への意識が高い地域であり、最近の新聞等で話題になっていますが、あの周辺での開発行為を抑制していくために、景観行政団体に移行を目指しているところです。同じように、富良野市も、開発行為を抑制していくためにまず景観地区、次に景観行政団体移行という流れで取り組みが行われています。

観光資源と景観資源は表裏一体でもあり、景観を守っていくためにも、少しでも市町村が景観への意識が高くなっていった欲しいと考えているところです。

○小篠会長 はい、ありがとうございます。何か他に御意見ございますか。

○松田委員 はい。

この最後の 19 ページの下の方に、「景観計画区域には、地先公有水面を含む。」という風

に書かれていますが、これは洋上風力発電関係を意味しているということですのでよろしいでしょうか。

○後藤景観係長 先ほど景観計画の計画区域のお話をしたのですが、海も含めての扱いになっております。洋上は、行政界が明確化されていませんが、景観計画区域となります。

洋上風力は、行政区域を明確化することで、自治体で固定資産税を得ることができます。

○松田委員 洋上になると、どうしてもたくさんの地域が関わってくるので、そこに道が主体的に関わっていかなければ、話し合いには進まないだろうと思います。これも大事な部分であると思います。

ニセコ町は、早くから景観関係について、住民の意識が非常に高いです。倶知安町が景観行政団体に移行するというのですが、北海道のどんな地域であっても、地域住民がしっかり意識を持つということをどう育て上げていくか、それが非常に大事になっていくのかなと思います。

例えば、ニセコ町で開発行為が行われる時は、非常に地域住民が意識を高く持って説明会に集まります。必ず説明会を開かなければならないのですが、この間、問題があったのです。開発行為を行うとき、一定の広さ以下にして、二つに分けて開発行為を行うという事案が発生しました。二つに分ければ、説明しなくても良いのではないかと。今後、その対策をどうしていくかを考えていかなければならないのではないかと思います。

○小篠会長 法規的な都市計画の開発行為の規模要件に対して、住民説明会をマストでやらなければいけないかどうかということがある。それをすり抜けて、本来は一体の開発行為ではあるが、分割して行えば説明会はしなくてもいいのではないかという話になってしまう。課題ですね。ですから、どうしてもすり抜けてしまうような部分というのが生じるので、どうやってそこに網を、もう一回被せるかというようなことがやはり必要だと思います。

景観を守ろうとか、景観形成を考えようと言った時に、どうしてもそれが出てきて、その中でも一番重要なのは、前からずっと言われているとおり、松田委員もおっしゃっていることではありますが、「住民の意識」をどうやって作っていくかということです。

ニセコ町は、ずっと長い間、様々な条例を作ったりとかする中で、住民の方々の意識というのが形成されていった歴史をもっていて、倶知安町はそれが出来ていなかったのも、結果的に大変なことになったというようなところがありますが、最後のセーフティネットがそこにやはりあるのではないかと思います。

それをどうやって作っていくかということも大事で、それが何か、こう決められた話の中であまりないんですね。それぞれの市町村とか、それぞれのコミュニティ、自治会くらいでやっていて、意識の高い人たちが集まっているところはいいのですが、少ないところは、残るべき所も残らないみたいなことになってしまう。

このような失態というのは、北海道に限った話でないとは思いますが、北海道は広いというところもあり、先ほど行政の方の担当者の意識についても色々あり、守るべき景観要素が全くないというふうに考えているところもある。

その辺をどうしていったらいいかというところで、関連政策を引っ張りあげようというような作戦に出ているところであり、まだ機動的とは言いがたいですが、さっき事務局が説明してくれたような、景観行政団体に移行してない市町村に対してのワーキングみたいなこともやっているとのことですが、これから先も、もう少しその辺をテコ入れしていく必要があるのかなという気が、話を聞いていて思いました。

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょう。この辺の話は、次の話とも関連したりするというところもあります。次の話も含めて、また、何か御質問等がございましたら、あわせてしていただくということによろしいでしょうか。

(3)その他 景観形成と関係施策との連携について

○小篠会長 それでは、議事(3)の方に入っていきたいと思います。景観形成と関連施策との連携についてでございます。事務局の方から、御説明をお願いします。

○後藤景観係長 景観形成と関連施策との連携について、資料3、こちらで御説明します。

第48回の書面開催資料をまとめた形にしており、今回、代わられている委員の方が5名いますので、簡単に御説明させていただきたいと思います。

こちら、先ほど会長から御説明ありましたとおり、平成31年3月に北海道景観形成ビジョンの見直しを行い、重点的な取り組みとして、令和元年度より庁内の連携強化を図るための取り組みをしております。

北海道景観形成ビジョンとは、北海道景観条例第7条に基づき、基盤となる良好な景観を形成するための施策を総合的かつ計画的に推進するために定めているものです。その中の重点的な取り組みとは、「基本方針1 関連施策との連携により目指す良好な景観づくり」とし、庁内の関連施策との連携を強化するものであります。連携を強化していくことで、市町村や道民への支援、普及啓発、そして情報発信、これらを行い、地域における景観への関心を高めて、道内における協働や連携を推進していくことを目的としています。

この協働や連携には、道・市町村・道民、その他の道外から来られる方々も含めてです。

このビジョンの推進管理は、毎年、関連施策との連携及び実施した結果について、景観審議会から御意見をいただくき、それを取り組みに反映していくことにより、効果的に推進していくとしています。

審議会より御意見等をいただくために、前回、書面開催させていただきましたが、令和元

年度の実績、そして令和2年度の計画を御報告しております。

先ほど御説明した特別部会につきましては、昨年10月に設置いたしました。特別部会は、今年1月15日に開催して、推進状況の御報告をさせていただき、連携方法等について御意見等をいただいております。年に1回から2回、開催する予定です。

年間スケジュールは、特別部会の意見等を踏まえ、庁内における連携を推進して、その実績を整理して、審議会に御報告することとなります。

令和元年度の実績と令和2年度の計画ということで、前回審議会でも御報告している案件ですので、前回の審議会資料の「開催概要」、「資料1-1」と「資料2-1」をパワーポイントの資料を後に、参考資料として添付しています。

昨年の実績の参考事例として、「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針」、こちらは農政部の事業の「地域が潤う農村ツーリズム展開事業」とは、これまで連携した取組は行われていなかったのですが、昨年度より取り組んでおります。

事業概要にどのような事業かまとめていますが、農村ツーリズムを推進していくために、研修会等が行われており、その研修会にて、景観に関する情報提供として、「北海道の美しい農山漁村景観について」をパワーポイントで御説明しました。実施結果をまとめていますが、具体的な取組内容や方法を取り入れた資料には、もう少し分かりやすく説明を加えていく必要があったのではないかなど、これらの改善点を次回につなげていきたいと考えております。

審議会でもいただいた御意見等につきましては、(6)1と2に記載していますが、これらを踏まえたアンケートや景観イメージを出来る写真等を取入れなどを取り入れていきます。

次に、令和2年度の計画では、コロナ禍により事業がどのように行われるか未確定であるため、協議して進めていこうと考えているところです。

現状として考えてるのは、前回の書面開催で御報告させていただいていますが、(5)に記載していますとおり、昨年度の反省点を生かして推進していきたいと考えております。

このように、これまで踏み込んでいなかった部分を掘り起こして、「景観」として、何が出来るかを探りながら、景観に気づいていただくための取り組みを行っているところであります。

以上です。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。

本当は、これを書面開催ではないときに、前回の審議会でも報告をいただければ良かったのですが。配付された資料だけでは、全然よくわからなかったかもしれませんが、全庁の施策をとにかく集めてきたっていうのは、去年から始めたもので、その中から、これはいけるのではないかというものを取り上げた一つです。

そういう研修会に、こちらの景観担当の方が出向いて行って、景観という名前は知ってるかもしれませんが、関わりが少ない人達に向けて、景観づくりの話をしたということです。すごく遠回りでやってるように見えますが、実は、景観形成ビジョンでやりたかったことの一つです。

先ほど、御指名させていただいた特別部会の方々には、この辺の情報をもっと早めに提供して、ひょっとしたら部会から講師を出すとかもあり得るかもしれないと思いながら、もう少し成果が上がるような取組につながっていかねばと思っております。

今日は、この中での審議ではないため、御報告だけではありますが、これだけは言っておきたいこととがありますでしょうか。よろしいでしょうか。

このような方向で、今年度はコロナの状況もあり、中々研修会など実施できるか微妙ですが、色々支援できるところは入っていけるように、事務局と相談しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

こちらで用意した議案は以上ですが、皆様方から何か御発言・御披露する情報がございましたら、お願ひしたいと思っております。

今日は、このような形で初回でしたが、次回以降、状況が許せば、こういう対面型で継続的に進めていこうと思っております。

この審議会は、それほど肩肘張ったものにはしたくなく、勉強会みたいなものも開催できればと思っております。少し長丁場にはなるのですが、審議会は審議会でやって、そのあと、全道から皆様方いらっしゃってきているところもあるので、地元の自分が取り組んでる話などを少し御議論をしていただきながら、皆さんでディスカッションすることも考えております。そういう審議会スタイルを取りたいと思っております次第でございます。

それでは、本日本日予定しておりました議事はこれで終了しましたので、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

3 閉会

○伊藤課長補佐 会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様には、長時間にわたり御議論いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会の日程を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。